

人手不足業就職チャレンジ応援事業 奨励金支給要綱

（目的）

第1条 人手不足業以外に勤務していた者が、県内の人手不足業に正社員として就職した場合に奨励金を支給することにより、人手不足が深刻な業界に対する求職者の就業意欲を促進することを目的とする。

（実施期間）

第2条 奨励金の実施期間は、県が別に定める日までとする。

（用語の定義）

第3条 本要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）インターンシップ活用コース

日本標準産業分類（令和6年4月1日施行）大分類の「建設業」および「運輸業、郵便業」、小分類の「土木建築サービス業」、「老人福祉・介護事業」および「障害者福祉事業」のいずれかの県内事業所で独自に行うインターンシップ（職場見学、職場説明会などを含む）を活用し就業を行うものをいう。

（2）公的職業訓練活用コース

本事業において、公的職業訓練を修了し、日本標準産業分類（令和6年4月1日施行）大分類の「建設業」および「製造業」、中分類の「情報サービス業」、小分類の「土木建築サービス業」、「老人福祉・介護事業」および「障害者福祉事業」のいずれかの分野の県内事業所で就業を行うものをいう。

（支給対象者）

第4条 奨励金は、次号のいずれにも該当する個人に支給するものとする。

（1）正職員としての就職にあたり、次のアからウのいずれかに該当する者

ア インターンシップ活用コースを通じて、インターンシップ先の事業所に令和6年11月1日以降に正社員として就職した者

イ 福井県内のインターンシップ活用コース対象分野の事業所における非正規雇用経験等を経て、同一の事業所に令和6年11月1日以降に正社員として就職した者

ウ 公的職業訓練活用コースを通じて、コース対象分野の事業所に令和6年11月1日以降に正社員として就職した者

（2）奨励金支給申請書提出時点においても継続して同一の事業所に正社員として雇用され、当該事業所に3か月以上勤務している者

（3）当該事業所に正社員として雇用された日の前日から起算して過去1年間に於いて、県内の同業種の業務に正社員として従事していない者

（4）主として、総務、経理等の事務的作業に従事する者として雇用されていない者

- (5) インターンシップに参加した日の前日、正規雇用に変換した日の前日、または公的職業訓練修了後に正規雇用された日の前日から起算して過去1年間において、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業所に雇用されていない者
 - (6) 継続して勤務する意志を有する者
 - (7) 社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金、再就職準備金、介護分野就職支援金および障害福祉分野就職支援金の支給を受けていない者
 - (8) 福井県が実施する「地域鉄道就職奨励金」、「バス運転士就職奨励金」、「タクシー運転士就職奨励金」および「タクシー運転手の緊急確保支援事業奨励金」の支給対象ではない者
 - (9) 運輸業のうち、乗合バスまたはタクシーの運転士ではない者
- 2 前項の規定にかかわらず、奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）に係る県の納税状況に関する情報により県税の滞納が確認された場合は、県は奨励金を支給しないものとする。
- この場合、県が、申請者に県税の滞納が確認された旨の通知を行った日の翌日から1か月以内に申請者が納税証明書を提出した場合に限り、県は奨励金を支給するものとする。
- 3 前項後段の通知にもかかわらず、申請者から期限内に県税に滞納がないことを証明する納税証明書の提出がないときは、県は、申請者に対し、申請中の奨励金の不支給の決定を行い、通知するものとする。

（支給額等）

第5条 奨励金の支給額は、1人当たり30万円とする。

- 2 奨励金の支給は1人につき1回限りとし、過去に県から「人手不足業就職チャレンジ奨励金」および「人手不足業就職チャレンジ応援事業奨励金」の支給を受けた者は再び申請できないこととする。

（支給申請等の手続き）

- 第6条 申請者は、別紙「人手不足業就職チャレンジ応援事業 奨励金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）（様式1）を県に郵送で提出するものとする。
- 2 申請者は次の各号に掲げる書類を支給申請書とともに県に郵送で提出するものとする。
- (1) 事業主が発行する就業証明書（様式2）
 - (2) 事業主が申請者に対して交付した労働条件通知書等の写し
 - (3) 正社員として雇用された事業所に提出した履歴書の写し
 - (4) 振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義（カナ）の記載されているページ）
- 3 県は、支給申請書および添付書類を審査し、支給の可否を決定するとともに支給額を算定し、別紙「人手不足業就職チャレンジ応援事業 奨励金支給決定通知書」（様式3）により申請者に通知する。

(奨励金の不正受給)

第7条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を県から受け、または受けようとした申請者に対しては、当該不正に係る奨励金について不支給とするかまたは支給を取り消し、当該奨励金を不支給とした日、または当該奨励金の支給を取り消した日以後3年間、奨励金を支給しない。

(不正受給の定義)

第8条 奨励金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない奨励金を受け、または受けようとするをいう。

2 支給申請書および添付書類の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

(申請者への通知)

第9条 不正受給であることが判明した場合には、県は申請者に対し第10条の規定に基づき奨励金の返還の手続きを行った上で、奨励金を不支給とした日または奨励金の支給を取り消した日以後3年間、申請者に対して奨励金等を支給しないこととする旨を「人手不足業就職チャレンジ応援事業 奨励金支給決定取消通知書(様式4)」により通知する。また、県は不支給措置に係る措置により、当該機関に再び奨励金等を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たることを併せて通知する。

(返還)

第10条 県は、奨励金の支給を受けた申請者が不正受給であることが判明した場合には、前条に基づく取消通知を行った上で、期限を定めて奨励金全額の返還を命ずるものとする。

(加算金および延滞金)

第11条 奨励金の支給を受けた申請者は、第7条の規定による支給決定取消に関し、奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 奨励金の支給を受けた申請者は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年5月22日から施行するものとする。
- 1 この要綱は令和5年11月20日から施行するものとする。
- 1 この要綱は令和6年5月8日から施行するものとする。
- 1 この要綱は令和7年4月9日から施行するものとする。